

佐渡市佐渡出身学生応援ギフト事業 Q&A

1 対象について

1-1. どのような学校が対象ですか？

学校教育法に規定する「大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校」や同法に規定のない「予備校」も対象です。

上記に当てはまらない学校については、学校に通学されていることが証明できる書類（学生証等）をご提出いただくことを条件に、上記に準ずる学校として認められる場合は対象といたします。ご不明な場合は、佐渡市総合政策課へお問合せください。

なお、海上保安学校、防衛大学校、税務大学校その他の公的機関の教育機関の学生は対象外です。

1-2. 佐渡市の小学校を卒業していませんが、一時的に佐渡市の小学校に通っていました。この場合は対象になりますか。

「佐渡市内の小学校に在籍していた者」の要件に当てはまるため対象です。

1-3. 現在、学生を扶養する父母は佐渡市外に住んでいます。この場合は対象になりますか。

令和7年7月1日時点で学生を扶養する父母が、佐渡市内に住んでいないため（佐渡市の住民基本台帳に記録されていないため）対象外です。

1-4. 対象の要件に学生が国内に居住していることがあります。短期留学を予定していますが、対象になりますか。

一時的に国外に居住される場合は対象です。

なお、ギフトセットのお届け先は、10月～12月までにお受取りができるご住所をご指定ください。

1-5. 通学している学校では、学生証や在学証明書がありません。この場合は対象外ですか。

当該学校に通学されていることが証明できる書類を確認できた場合は、対象となります。学校名や証明書類等を確認させていただきますので、詳しくは佐渡市総合政策課へお問合せください。

2 申請方法について

2-1. 電子申請以外でもお申込みできますか。

原則、電子申請よりお申込みをお願いいたします。

スムーズにお申込可能ですので、ぜひご利用ください。

なお、どうしても電子申請でのお申込みが難しい場合は、「手書きした申込書の郵送・持参」又は「申込書データをメール」によりご提出いただくことも可能です。

申込書をご希望の方は、佐渡市総合政策課までお問合せください。

2-2. 申込者は「学生」か「保護者等」に限られますか。

「学生」か「保護者等」のみに限られます。

2-3. 申込み内容（ギフトセット等）は変更できますか。

令和7年9月30日までは変更可能です。変更方法は「2-4」をご参照ください。

2-4. 申込内容の変更方法を教えてください。

お申込後、佐渡市総合政策課において申込内容の確認を行いますが、変更されるタイミングが「申込内容確認前」か「申込内容確認後」かによってお手続き方法が異なります。以下、いずれかによりご対応をお願いいたします。

【申込内容確認前の場合】

申込完了通知メール内の「申込内容照会・修正 URL」のリンク先から修正可能です。

【申込内容確認後の場合】

お電話又はメールにて、修正内容を佐渡市総合政策課へお知らせください。

2-5. 申込内容を確認するにあたり、「整理番号」と「パスワード」がわかりません。

申込完了通知メール内に記載しておりますので、ご確認ください。

もし、申込完了通知メールを破棄した場合は、佐渡市総合政策課へお問合せください。

2-6. 申込完了通知メールに返信しましたが、佐渡市からの返答がありません。

申込完了通知メールは、自動配信メールとなっており、佐渡市からの応答ができません。お問合せの際は、佐渡市総合政策課へご連絡ください。

3 応援ギフトの商品について

3-1. どんな商品が届きますか。

具体的な商品内容は10月までに市ホームページ上で公開予定です。

3-2. いつ商品が届きますか。

令和7年10月から順次お申込みいただいた「応援ギフトのお届け先」へお送りいたします。日時の指定はできませんので、ご承知おきください。

3-3. 返品・交換はできますか。

不良品を除き、返品・交換はできません。もし、不良品があった場合は、当該部分の写真をご撮影いただき、佐渡市総合政策課へお問合せください。

3-4. 不在にしており、応援ギフトの商品を受け取ることができませんでした。

配送事業者の保管期間内の場合は、配達事業者へご連絡いただき、再配達をご依頼してください。

配達事業者の保管期間が過ぎ、佐渡市に返送されている場合は、再度の発送は行いませんので、必ずお申込の際に、「お受取ができる住所」及び「お受取ができない不在期間」をご入力ください。

【お問合せ先】

佐渡市企画部総合政策課政策推進係

電 話 : 0259-63-3802

メール : kikaku@city.sado.niigata.jp